

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および
手続を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 25 年法律第 86 号）による刑法（明治 40 年法律第 45 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例（平成 25 年滋賀県条例第 25 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 刑法の一部改正に伴う条項の移動により、必要な規定の整理を行うこととします。（第 3 条関係）
- (2) この条例は、公布の日から起算して 2 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条・第2条 省略</p> <p>(指定のために必要な手続)</p> <p>第3条 知事は、前条の規定による申出を行った特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、指定のために必要な手続を行うものとする。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(ア)・(イ) 省略</p> <p>(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第32条の3第7項および第32条の11第1項の規定を除く。)もしくは滋賀県暴力団排除条例(平成23年滋賀県条例第13号)の規定に違反したことにより、もしくは刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、<u>第208条の3</u>、第222条もしくは第247条の罪もしくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したことにより、または国税もしくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税もしくは地方税を免れ、納付せず、もしくはこれらの税の還付を受け、もしくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条・第2条 省略</p> <p>(指定のために必要な手続)</p> <p>第3条 知事は、前条の規定による申出を行った特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、指定のために必要な手続を行うものとする。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(ア)・(イ) 省略</p> <p>(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第32条の3第7項および第32条の11第1項の規定を除く。)もしくは滋賀県暴力団排除条例(平成23年滋賀県条例第13号)の規定に違反したことにより、もしくは刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、<u>第208条の2</u>、第222条もしくは第247条の罪もしくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したことにより、または国税もしくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税もしくは地方税を免れ、納付せず、もしくはこれらの税の還付を受け、もしくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>以下省略</p>